

一般県道木部野洲線における神社およびお墓の移設について

吉村 まりな¹

¹滋賀県南部土木事務所 道路計画第二課 (〒525-8525 草津市草津3-14-75)

一般県道木部野洲線の道路改築に伴い、道路南側にある「重要文化財 大行事神社」・「市指定文化財 野上神社」・地元の神社である「八幡神社」と、道路北側にある辻墓地に影響が生じることから、平成28年度より滋賀県文化財保護課および文化庁、地元と協議を行った。最終的に、八幡神社と、お墓一行を移設することに決定したが、当初、難航した移設協議を、どのように進め移設決定に至ったか、その過程を示し、道路改築事業の一事例として紹介する。

キーワード 公共事業、道路改築、文化財、用地補償、安全対策

1. はじめに

(1) 本件事業の概要

一般県道木部野洲線は、国道8号から野洲市市街地を經由して旧中主地域を結ぶ重要な路線であるが、近年交通量が増加しており、大型車の混入率も高い道路である。本件事業区間は、JR野洲駅から北約600mに位置し、北野小学校前交差点から久野部交差点までの約600mが対象である。特に久野部交差点は主要地方道大津能登川長浜線と一般県道木部野洲線が交差する交通の要衝となっているが、木部野洲線は幅員狭小で線形も悪く、大型車の離合も困難な状況である。また、沿道は昔ながらの家屋連担地域で、小学校にも接続しており、通学路として早期の安全対策を求められている。

当該道路は久野部自治会の集落の中心部を分断するように走っているものの、歩道は整備されておらず、そのうえ路肩も狭隘で歩行者や自転車の通行が非常に危険な状態にあり、過去には5年間で31件の事故が発生している。

これまで地元自治会より交通安全対策として側溝蓋掛けの要望が出されていたが、平成28年10月13日の地元説明会にて、都市計画道路幅に加えて右折溜まりを設置した現道拡幅の計画で事業化を検討することになった。本論文では久野部交差点付近において、神社・お墓の移設、民家数件の移設提案に対し、どのように地元の合意形成が図られたか述べる。



図-1 全体計画図

2. 久野部交差点付近の物件について

(1) 交差点付近南側の物件について

一般県道木部野洲線南側の敷地は、神社が祀られ境内地で西側に木造平家建ての覆い屋が配置され、覆い屋内に国の重要文化財に指定された「大行事神社」が真ん中に、野洲市重要文化財に指定された「野上神社」と地元の神社である「八幡神社」の本殿がその左右に配置されている。大行事神社は、一間社流造、檜皮葺の室町中期に立てられた本殿であり、昭和18年6月9日に重要文化財に指定されている。また、大行事神社の境内の南側隣接地に円光寺が建造されており、極めて貴重な神仏混淆の存在となっている。(図-2)

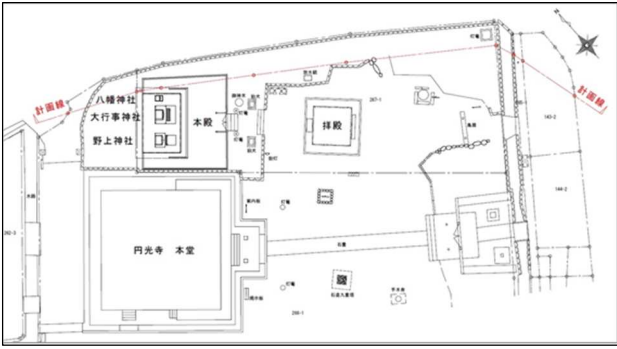


図-2 神社配置図

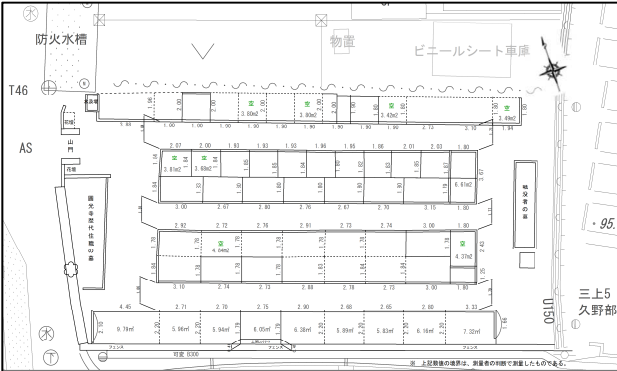


図-3 墓地配置図

また、当該路線の都市計画は昭和36年2月14日に決定されており、重要文化財である大行事神社は都市計画線にかかっている。(図-4) 大行事神社の宮司は神社に常駐していないため、地元の14家の氏子が神社を管理している。

(2) 交差点付近北側の支障物件について

「辻墓地」は県道木部野洲線の北側に位置し、墓地敷地内においては、近隣地域の住民の方々が管理されている墓が配置されており、昭和以前よりその形態を有している。(図-3)

3. 協議の変遷

(1) 地元の思い

沿道の住民は玄関を出るとすぐに危険な状況にさらされ、過去5年間で31件の事故が発生していることから、日常生活に多大な不便と危険が生じている。既設道路は車道二車線のみで歩道がなく、過去より地元自治会から歩行者安全対策として道路側溝に蓋をして歩道の通路確保を行う要望が出され、特に平成26年度からは県・野洲市・地元自治会で頻繁に協議を行ってきた。しかし既設側溝に近接して構造物が設置されていることから連続的に蓋掛けできず、蓋の無いところでは歩行者が転落したり車道側に飛び出る形になり非常に危険であったことから、蓋掛けは積極的に採用できなかった。

(2) 事業の必要性

将来、主要地方道近江八幡守山線（大津湖南幹線）が4車線道路として整備された際には国道8号線と繋がる東西ネットワーク上に当該路線が位置するため、両路線を繋ぐ重要な道路として更なる交通量の増加が見込まれる。こうしたことから、一つ目には抜本的な安全対策として早急に両側歩道の整備、二つ目には将来の交通量の増加を想定し、都市計画線より更に右折車線を付加した道路整備の実施が県・市の基本的な考え方であった。しかし路肩を含め7.3m程の現況道路に対し、両側歩道を整備するためにどのように12mの幅員を確保するのか、検討が必要であった。

地元自治会とは数年にわたり協議を重ね、地元の要望である「蓋掛け案」と県・市の考え方である「歩道整備」について意見を交換してきた。当初地元の総意としては、墓地の移転には絶対反対で、都市計画線どおりの重要文化財を移転した整備を熱望された。重要文化財を移転した後についても、丁重に神社を守っていきたい思いを持たれているものの、道路整備による安全の優先を願い、安全で快適な道路を孫子の代に引継いでいきたいという強い思いが根底にあった。

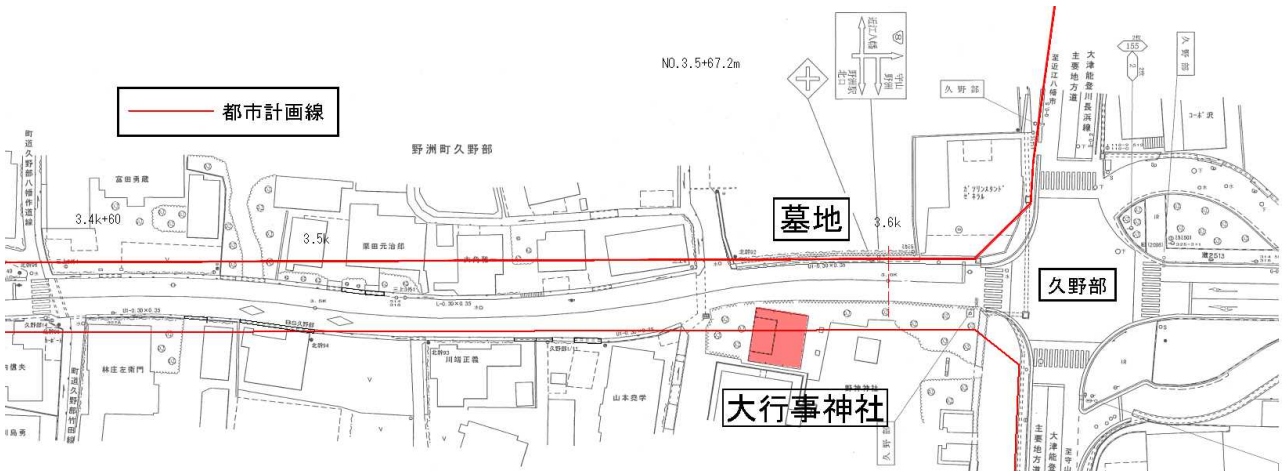


図-4 都市計画線

(3) 文化財保護課との協議

当初、野洲市と滋賀県の文化財保護課に確認を行ったが、都市計画決定より先に重要文化財として指定されていたため、神社の移設・解体の了承は得られなかった。しかし、地元自治会の強い思いもあり、平成28年12月、再度文化財保護課と協議を行った。当初、文化財保護課は「重要文化財に指定されている建造物はその地域において、またその場所にあることも含めて歴史的に価値のあるものとして指定されている。移転等の許認可は文化庁の所管であるが前例は聞いたことがない。」という見解であったが、安全を優先して欲しいという地元の要望を強く伝えた結果、文化庁に問い合わせてもらえることとなった。

平成29年1月に県文化財保護課が文化庁と協議を行ったが、以下の理由から重要文化財の移転は難しいと回答があった。

- ① 当該路線の都市計画道路は昭和36年2月14日に指定されているが、大行事神社はより早い昭和18年に重要文化財に指定されている。都市計画決定は重要文化財の指定よりも後である。
- ② 重要文化財を外して道路設計しても、緩やかなカーブでそれほど危険な道路にならないと思われる。
- ③ 大行事神社、円光寺の並び、神仏習合は文化財的価値が非常に高い。江戸時代まではこのような並びはよく見られたが、現在まで、また街中でこうして残っているのは地元の方が頑張っただけで残そうとしてきたのではないかと。

ただし、道路事業の必要性も理解できることから、大行事神社本殿そのものの移設が伴わなければ、大屋根の形を変更したり、本殿以外の建造物を移設することは、本殿とその周辺環境や安全性に影響のない範囲なら協議の余地ありとのことであった。

(4) 地元の合意形成

自治会に当時の話を伺った。

「『安全な道にしたい』というのが当初からの地元の思いだった。歩行者が側溝に落ちるだけでなく、車やバイクが道路沿いの民家の塀に衝突する事故も起こっており、一様に危険を感じていた。県や市と話し合いを進める中で、アクションプログラム2018に前期着手事業として改めて位置付けられ、県や市の職員が熱意をもって話をしてくれたこともあり、次第に蓋掛けだけでは安全を確保できないという気持ち広がった。また、渋滞がひどいため、右折レーンの追加については納得していた。そんな中、神社が一部移設できる見込みがたち、ならば我々も用地の確保に協力しなければいけないという思いからお墓の移設を決心した。家を移転しなければならない人もおり厳しい判断だったが、一軒ずつヒアリングも行った。境界の立会を実施したことで事業への実感が出てきた。ちょっとずつ事業として進んでいく中で、異なった意見の方も地域一丸とならなければとの気持ちを持たれたのだと察する。」

4. 道路設計

(1) 道路設計業務における検討

平成29年1月に道路予備設計業務を発注し、大行事神社と墓地への影響を確認しながら、線形決定を行った。路線比較検討は、第1案：左側ルート案（重要文化財への影響回避）、第2案：折衷案（痛み分け）、第3案：右側ルート案（墓地への影響回避）にて実施した。検討の結果、経

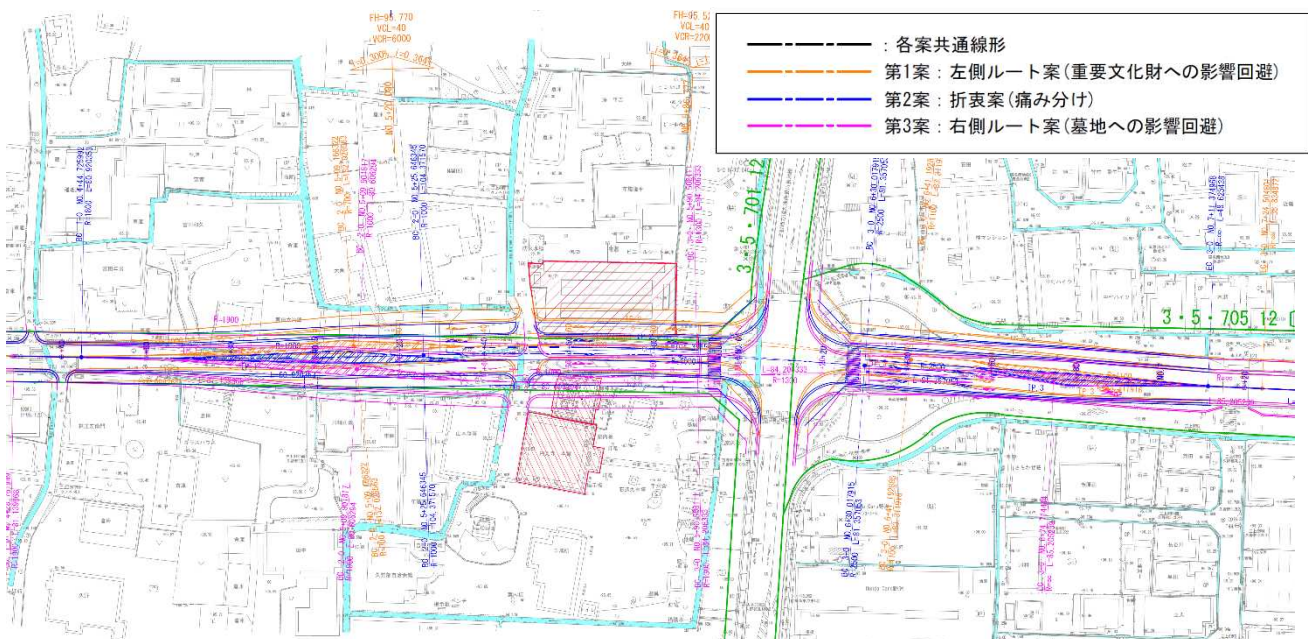


図-5 路線検討図

済性で最も優位であること、折衷案で、地元および文化庁との合意形成が得られ易いと考えられること、JR 跨線橋アプローチ区間への影響が最も小さいことから第2案を採用した。（図-5）

(2) 重要文化財にかかる協議

植樹帯等を含む神社敷地全体が重要文化財に指定されているとの解釈から、神社敷地内でどこまでの変更が認められるのか、文化庁・文化財保護課と協議を行いながら道路設計案を作成した。また地元にも文化庁・文化財保護課の意見を踏まえた道路設計案を報告し、確認を行った。（表-1）最終的に、平成29年12月21日に文化庁の現地視察により、下記のとおり計画への了承を得た。

- ① 神仏習合は現在ではその建造物が建っている場所も含めて非常に文化的価値が高い。よって、重要文化財の位置は変更できない。ただし、周辺の状況も時代と共に変わってきているため、地元住民の総意のもと、道路計画との共存が望ましい。
- ② 交通量が多く、歩道や路肩もなく危ない現状は確認した。道路事業についても必要性は十分理解した。
- ③ お墓もこれ以上土地がないことも確認した。
- ④ 道路設計は重要文化財の移設は伴わず、出来る限りの保存に努められていることは理解した。
- ⑤ 重要文化財と共存して、これから詳細な設計を進めて行ってほしい。

→ 今回は、重要文化財の移設は伴わず、周辺環境の変更となるため、重要文化財としては軽微な変更として取り扱う。よって、道路事業は今後詳細な設計を文化財部局と十分協議して進めて行ってほしい。

文化財保護課および文化庁との協議結果として、「鳥居」・「拝殿」・「重要文化財 大行事神社」がほぼ直線と並んでいることが重要であるため、「重要文化財 大行事神社」および「市指定 野上神社」の移設等は不

表-1 道路設計案 協議過程

H29.2.2	文化財保護課 協議	文化庁との協議結果共有。本殿以外の建造物の移設に協議の余地あり
H29.3.29	文化財保護課 現地立会	重要文化財付近のコントロール条件確認
H29.4.24	地元協議	文化財保護課の現地立会時の意見を踏まえた道路設計の報告・確認
H29.5.23	文化財保護課 現地立会	重要文化財付近のコントロール条件確認。八幡神社の覆屋内再配置に協議の余地あり
H29.6.14	文化財保護課 協議	本殿覆屋の移設等に対する文化財保護課の意見確認
H29.6.24	地元協議 中間報告	文化財保護課の意見を踏まえた道路設計の報告・確認
H29.6.29	文化庁と文化財保護課が協議	八幡神社・本殿覆屋・透塀の移設やむなし
H29.8.18	文化財保護課 協議	文化庁の意見を踏まえた道路設計案の確認
H29.9.15	文化財保護課 協議	道路設計案の確認および文化庁協議用図面の方向性確認
H29.9.24	地元協議	文化財保護課の意見を踏まえた道路設計案の報告・確認
H29.11.14	文化庁と文化財保護課が協議	道路設計案について概ね了承
H29.12.21	文化庁 現地視察	道路設計案について了承

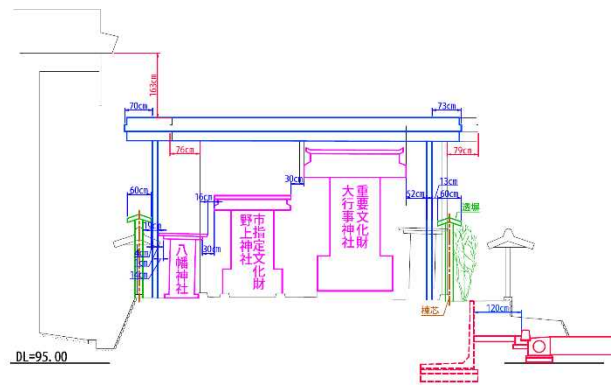


図-6 最終決定 重ね横断面

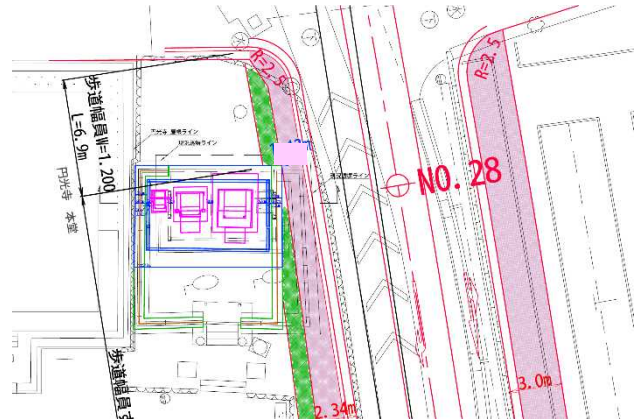


図-7 最終決定 重ね平面図

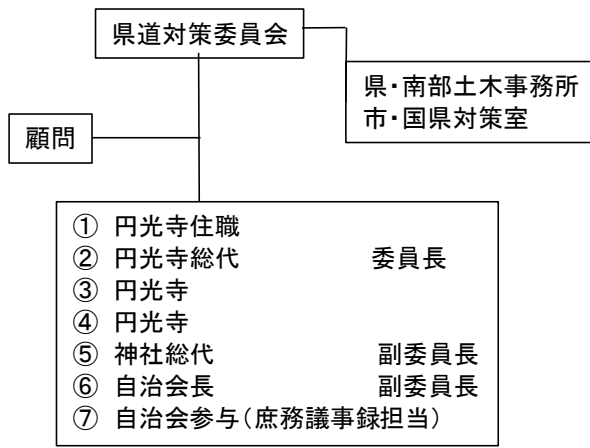
可能であること、既設の透塀および覆屋については復旧をする必要があることから、その必要幅等について協議・調整した結果、八幡神社・覆屋・透塀を図のように移設することで合意を得た。（図-6、図-7）

また、お墓は一列動かすこととなり、残ったお墓を拝めるよう、お参りスペースとして1.0mの通路幅を墓地側に確保することとなった。

5. 移設補償

(1) 県道対策委員会の設置

神社の移設内容について協議を終えたが、実際に神社の移設工事を執り行うのは地元の氏子である。墓地・神社の移設並びに敷地収容は宗教法人の管理地に関することから、平成30年6月、寺・神社の移設・自治会の三者による「県道対策委員会」が立ち上げられた。（図-8）委員会設置の目的は、県道改築事業にかかる事項全般について、地元の合意形成を図り、事業に対する地元の方向性を県・市に対して強く要望し、事業を円滑に遂行することである。道路改築事業に関する地元の合意形成にかかる事項、円光寺檀家の墓地移設にかかる詳細な検討、神社移設に伴う配置プランの検討、神社庁への対応・神社移設に伴う神事にかかる事項等が委員会の中で検討された。



※顧問は円光寺総代経験者が就任
 ※各委員には任期あり(但し住職は除く)

図-8 県道対策委員会について

(2) 現在の状況

1年半かけて県・市・県道対策委員会と協議を実施し、辻墓地については令和2年2月、神社については令和2

年5月に補償契約を締結した。その後文化財調査を実施しながら、現在地元にて慎重に移設工事が進められている。(図-9, 図-10, 図-11, 図-12)

6. おわりに

神社と墓地については先行して工事に着手したが、今後の予定として、令和5年度末での事業完了に向け、残りの区間での用地買収を行っていく予定である。安全対策は対処療法になりがちだが、抜本的改革を決断した事例として、他事例の一助となれば幸いである。

謝辞：これまで当該事業に関してご尽力・ご指導いただいた諸先輩方ならびに制約条件の多い中、地元調整および事業推進に尽力いただいた県道対策委員会のみなさま、久野部自治会のみなさま、野洲市、文化財保護課の皆様はこの場を借りて感謝申し上げます。



図-9 大行事神社 (移設前)



図-11 お墓 (移設前)



図-10 大行事神社 (移設後)



図-12 お墓 (移設後)